

○岩手県警察術科技能検定実施要領の制定について

(令和2年3月30日岩人財第140号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年警察庁訓令第10号）及び警察術科技能検定要綱（令和2年3月13日付け警察庁丙人発第60号）による警察術科技能検定の本県警察における運用について別添のとおり定め、令和2年4月1日から施行するので誤りのないよう
にされたい。

なお、警察術科技能検定に関する訓令の運用について（平成26年5月21日付け岩人財第255号）については廃止する。

別添

岩手県警察術科技能検定実施要領

(制定の目的)

第1 この要領は、警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年警察庁訓令第10号。以下「警察庁訓令」という。）及び警察術科技能検定要綱（令和2年3月13日付け警察庁丙人発第60号。以下「警察庁要綱」という。）による警察術科技能検定（以下「技能検定」という。）に係る、本県警察の運用を定め、警察官の逮捕術、拳銃操法及び救急法についての技能検定に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(審査の基準)

第2 技能検定の審査の基準は、警察庁訓令第3条に規定する技能検定の基準及び警察庁要綱に規定する合格基準によるものとする。

(委員会の設置)

第3 技能検定は、技能検定審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て行うものとし、警察本部にこれを置く。

2 委員会は、委員長及び委員により構成し、委員長は警務部長を、委員は警務部人財育成課長、警察学校長及び警務部人財育成課術科指導補佐並びに本部長の任命又は委嘱する警察術科について専門的技術を有する者をもって充てる。

(技能検定の実施)

第4 技能検定は、委員会が必要と認めた場合に実施するものとし、その期日、場所、種目等、実施上の必要事項をその都度定める。

(受験者の上申)

第5 技能検定が実施される場合、所属長は、受検者を技能検定受検者名簿（別記様式1）により委員長に申請を行うものとする。

(合格証書の授与)

第6 合格証書（別記様式2）の授与は、委員長の上申に基づき本部長が行う。

(合格の取消)

第7 警察庁訓令第5条に規定する合格の取消は、委員会の審議に付してこれを行うもの

とする。

2 前項の決定があったときは、委員長は書面により所属長を通じて、本人にその旨を通知するものとする。

(他の機関で行った技能検定の効力)

第8 警察庁訓令第4条に掲げる他の機関の長が認定した級位は、この要領により合格したものとみなす。この場合において、第6に規定する合格証書の授与については、省略することができるものとする。

別記様式 1

第 号
年 月 日

| | |
|----|----|
| 保存 | 1年 |
| 廃棄 | ・ |

警 務 部 長 殿
(技能検定審査委員会委員長)

所 属 長

〇〇技能検定受検者名簿

- 1 検定日 年 月 日 ()
- 2 検定場所
- 3 受検者及び受検級位等

| 番号 | 受検級位 | 現級位及び取得年月日 | 階 級 | ふりがな 氏 名 | 生年月日 | 年齢 | 性別 | 職員番号 | 備 考 |
|----|------|------------|-----|-------------|------|----|----|------|-----|
| 1 | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | |

※受検者欄は、受検者数に応じ、適宜増減してよいものとする。

合格証書

No.

階級 氏名

年 月 日、

| | |
|-------|-------------|
| 逮 捕 術 | 初 中 上 |
| けん銃操法 | |
| 救 急 法 | |

級技能検定に合格したことを証する。

年 月 日

岩手県警察本部長

○ ○ ○ ○

印